

茨城県報 第6694号

昭和53年12月25日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

●茨城県技能審査用自動車貸与規則の一部を改正する規則(運転免許課) 1

(人事委員会)

●管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 2

告示

●有害興行の指定(青少年婦人課) 2

●国民健康保険医の登録(医療福祉課) 4

●保安林の指定解除の予定告示(2件)(林業課) 4

●土地改良法に基づく換地処分(1件)(農地管理課) 5

●道路の区域変更(8件)(道路維持課) 5

●道路の供用開始(4件)(") 9

●急傾斜地崩壊危険区域の指定(河川課) 11

(公安委員会)

●緊急自動車の指定 12

正誤

●昭和53年12月14日付茨城県報第6691号中 12

規則

茨城県規則第63号

茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則

茨城県技能審査用自動車貸付規則(昭和44年茨城県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「附則第3条第3項又は第25条第2項」を「又は附則第3条第3項若しくは附則第5条第2項」に改め、同条第2号中「第5条第3項」を「附則第5条第3項」に改める。

第3条第2項中「前条各号に規定する審査一回につき1台400円」を「審査一回につき500円」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 委 員 会)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和53年12月25日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

茨城県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年茨城県人事委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表 (第2条関係) の教育委員会の項中

情報処理教育センター	所 長	を
高 等 学 校	校長, 教頭, 事務長, 鹿島丸の船長	

情報処理教育センター	所 長	に
白 浜 少 年 家 自 然 の 家	所 長	
高 等 学 校	校長, 教頭, 事務長, 鹿島丸の船長	

改める。

付 則

この規則は, 昭和54年1月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第1494号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条第1項の規定により, 青少年に有害な興行として, 次のものを指定する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名
354	映 画	淫絶トルコ女王蜂	米	東映洋画部
355	"	団地夫人 情 痴 の 夜	ユニバース・プロ	東 映
356	"	青い獣 ひそかな愉しみ	日 活	同 左

357	"	日活ニュース 〈白い肌の狩人〉 蝶の骨	"	"
358	"	ポルノアメリカ 指を濡らす女	米	ニューセレクト
359	"	そこがいの	東 活	同 左
360	"	女の泣き所! 攻め所	小川企画	大蔵映画
361	"	非行女子学生 濡れはじめ	渡辺護組	新東宝
362	"	痴漢はじめ	東 活	同 左
363	"	むりやり開く	"	"
364	"	女の濡れ濡れ性天国	プロ鷹	大蔵映画
365	"	色情夫人 誰か乱暴して	日本シネマ	新東宝
366	"	発情アパート 乱行集団	国 映	新東宝
367	"	日活ニュース 〈時には 娼婦のように〉	日 活	同 左
368	"	時には 娼婦のように	"	"
369	"	女刑務所 私 刑	高橋組	新東宝
370	"	白い肌の狩人 蝶の骨	日 活	同 左
371	"	バージン解禁	仏	ニューセレクト
372	"	セックス色地獄	北見組	大蔵
373	"	痴漢現行犯	西原プロ	新東宝
374	"	さすらいの性	小川企画	大蔵
375	"	好色女子大生 濡れた砂丘	関プロ	同 左
376	"	日活ニュース 〈おんな刑務所〉	日 活	"
377	"	おんな刑務所	"	"
378	"	㊦ストリップ 特出し一代女	ユニバース	東 映
379	"	がんばれ痴漢 指ぜめ	山本組	日 活
380	"	日活ニュース 〈女教師秘密〉	日 活	同 左
381	"	女教師秘密	"	"

茨城県告示第1495号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

記号番号	登 録 年 月 日	国 保 医 名	診 療 科	診 療 に 従 事 す る 場 所
茨国医 第3606号	53.11.8	山田由美子	皮膚泌尿器科	水戸市宮町3-2-7 水戸協同病院
" 第3607号	53.11.10	監物久夫	外 科	新治郡桜村天久保2-1-1 筑波大学附属病院
" 第3608号	"	山崎洋次	"	"
" 第3609号	53.11.16	折田勝郎	内 科	水戸市三の丸1-5-38 茨城県職員診療所
" 第3610号	53.12.11	斎藤裕	脳神経外科	水戸市三の丸3-12-48 総合病院 水戸赤十字病院
茨国歯 第990号	53.11.14	赤司昌教	歯 科	水戸市本町1-10-5 オリポ歯科クリニック

茨城県告示第1496号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除を予定している保安林の所在場所

北茨城市華川町花園字井戸上518・字保田沢513の2・596の1・596の2・596の3(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1497号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9464の5
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1499号

昭和53年12月4日付農管指令第524号をもつて認可した鳥名木地区の換地計画の更正については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和53年12月25日

茨城県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道293号
- 2 路線名 県道 鳥山御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字上小瀬 字寺下2182の1番地から	旧	メートル 最大 23.00	メートル 2,360.00	
		最小 5.00		
那珂郡緒川村大字上小瀬 字四方木平3558の1番地まで	新	最大 23.00	2,360.00	
		最小 5.00		
		最大 43.00	2,040.00	
		最小 12.00		

茨城県告示第1501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
稲敷郡阿見町大字吉原字馬立 1704-1番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 12.50	2,079.00 <small>メートル</small>	
		最小 4.00		
稲敷郡牛久町大字久野 字鹿島久保1544-1番地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 12.50	2,079.00	
		最小 4.00		
		最大 <small>メートル</small> 35.00	1,763.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第1502号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
土浦市真鍋町6丁目 2178の6番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 23.40	6,619.00 <small>メートル</small>	
		最小 6.30		
新治郡新治村大字高岡 字西の台1919の1番地まで	新	最大 <small>メートル</small> 23.40	6,619.00	一般国道6号と664m 重用
		最小 6.30		
		最大 <small>メートル</small> 50.00	7,164.00	
		最小 11.80		

茨城県告示第1503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字高野 字向坪1242-6番地先から	旧	メートル 最大 16.00	メートル 657.00	
		最小 4.00		
北相馬郡守谷町大字高野 字二重堀1737番地先まで	新	最大 16.00 最小 4.00	657.00	
		最大 55.00 最小 13.50	500.00	

茨城県告示第1504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈村大字高岡 字儘窪835の1番地から	旧	メートル 最大 20.00	メートル 8,172.00	
		最小 5.50		
筑波郡谷田部町大字柳橋 字海道91の2番地まで	新	最大 20.00 最小 10.00	8,172.00	
		最大 38.00 最小 10.00	8,100.00	

茨城県告示第1505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館野牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字南中妻 字花輪640-1番地から	旧	メートル 最大 8.00	メートル 200.00	
		最小 5.50		
筑波郡谷田部町大字南中妻 字南中妻102-1番地まで	新	最大 8.00	200.00	
		最小 5.50		
		最大 11.00	190.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第1506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館野牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字館野 字館野251番地から	旧	メートル 最大 10.50	メートル 247.00	
		最小 5.00		
筑波郡谷田部町大字北中妻 字北中妻73番地まで	新	最大 10.50	247.00	
		最小 5.00		
		最大 18.00	180.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第1507号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字飯田字飯田 7001-2番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.40	162.00 <small>メートル</small>	
		最小 5.50		
土浦市大字飯田字飯田 77-1番地まで	新	最大 7.40	162.00	
		最小 5.50		
		最大 13.00	180.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第1508号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷田部町大字南中妻字花輪640-1番地から
筑波郡谷田部町大字南中妻字南中妻102-1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年12月25日

茨城県告示第1509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷田部町大字館野字館野251番地から
筑波郡谷田部町大字北中妻字北中妻73番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年12月25日

茨城県告示第1510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間
土浦市大字飯田字飯田7001-2番地から
土浦市大字飯田字飯田77-1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年12月25日

茨城県告示第1511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名	2 供 用 開 始 の 区 間	3 供 用 開 始 の 期 日
一 般 国 道 293 号	那珂郡美和村大字鷹子字行徳 34の3番地から 那珂郡美和村大字鷲子字柏木 211の1番地まで	昭和53年12月25日
県 道 常 陸 太 田 烏 山 線	那珂郡美和村大字小田野字榎木下 146の1番地から 那珂郡美和村大字鷲子字柏木 211の1番地まで	昭和53年12月25日

茨城県告示第1512号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において閲覧に供する。

昭和53年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域 の 名 称

三の丸二丁目急傾斜地崩壊危険区域

2 土 地 の 範 囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱によつて囲まれた区域

市 名	大 字 名	地 番	標柱番号	備 考
水 戸 市	三の丸二丁目	1-274	1 号	県道との境界線上の点
"	"	"	2 号	"
"	"	"	3 号	"
"	"	"	4 号	"
"	"	"	5 号	"
"	"	1-285	6 号	
"	"	"	7 号	
"	"	"	8 号	
"	"	1-204・1-285	9 号	境界線上の点
"	"	"	10 号	"
"	"	"	11 号	"
"	"	129-1・129-2	12 号	市道との境界線上の点
"	"	131-24	13 号	"

"	"	131-28	14号	"
"	"	131-27・131-12	15号	市道との交点
"	"	131-3・131-4	16号	"
"	"	1-35	17号	市道・県道との交点

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第48号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定及び指定の取消しを行つたので公示する。

昭和53年12月25日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
1075	水戸55そ 4089	マツダ 53年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
1076	" 4090	"	"	"

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指 年 月 日	告示番号
545	茨 88 せ 181	トヨタ 45年	茨 城 県	45.12.3	25
364	01-1682	ジープ 59年	陸上自衛隊 古河駐とん地司令	43.6.13	11

正 誤

昭和53年12月14日付茨城県報第6691号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から15	畜産課	農産園芸課

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ(金 1,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所